

公害訪問看護報酬請求の手引き

令和4年4月

尼崎市

疾病対策課

公害訪問看護報酬の請求について

公害訪問看護報酬を請求するときは、公害訪問看護報酬請求書に公害訪問看護報酬明細書(⑤)を添えて診療月の翌月8日までに尼崎市保健所(疾病対策課)へ提出して下さい。

第1 公害訪問看護報酬請求書については、次により取り扱って下さい。

- (1) 「令和 年 月分」欄について
訪問看護の行われた年月を記載して下さい。
- (2) 「件数」欄について
公害訪問看護報酬明細書の訪問看護に係る訪問看護報酬請求件数の合計を記載して下さい。
- (3) 「金額」欄について
公害訪問看護報酬明細書の「合計」欄の「⑥」欄の請求金額の合計を記載して下さい。
また、月遅れ分も請求される時は合算して記載して下さい。
- (4) 「令和 年 月 日」欄について
当該請求書を提出する年月日を記載して下さい。
- (5) 「医療機関コード」欄について
訪問看護記載要領通知別添1により定められた医療機関コード7桁を記載して下さい。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について
公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載して下さい。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
事業者の氏名又は名称を記載して下さい。

※その他、印字された様式(請求書)の所在地、名称、振込先等の内容に誤り又は変更等がありましたら、疾病対策課までご連絡下さい。

第2 公害訪問看護報酬明細書⑤の記載には、次により取り扱って下さい。

- 1 公害訪問看護報酬明細書⑤の記載に関する一般的事項
同一の訪問看護の利用者が訪問看護の終了した月に再度訪問看護の利用を開始した場合においても、1枚の明細書にまとめて記載して下さい。
- 2 公害訪問看護報酬明細書⑤の記載上の注意事項は、次のとおりです。
 - (1) 「令和 年 月分」欄について
訪問看護の行われた年月を記載して下さい。
 - (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載して下さい。

- (3) 「氏名」欄について
ア 訪問看護を受けた者の氏名を記載して下さい。
イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲んで下さい。
ウ 「大・昭 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載して下さい。
- (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載して下さい。
- (5) 「心身の状態」欄について
訪問看護の利用者の心身の状態を記載するものとし、特にその日常生活活動能力（ADL）の状態、認定疾病との関係が明らかになるよう具体的に記載して下さい。
また、当該月における動脈血酸素分圧または動脈血酸素飽和度のデータを記載して下さい。
- (6) 「訪問開始年月日」欄について
当該訪問看護を開始した年月日を記載して下さい。
- (7) 「訪問終了年月日時刻」欄について
当該訪問看護を終了した年月日及び最後に訪問した時刻を記載して下さい。
- (8) 「実日数」欄について
当該月における訪問看護を行った日数を記載して下さい。なお、同一日に2回以上訪問看護を行った場合であっても、1日として記載して下さい。
- (9) 「訪問終了の状況」欄について
症状の軽快により訪問看護を必要としなくなった場合は「1 軽快」の、介護老人保健施設等に入所した場合は「2 施設」の、保険医療機関等入院した場合は「3 医療機関」の、死亡した場合は「4 死亡」のそれぞれの番号を○で囲んで下さい。また、上記に該当しない場合は「5 その他」の番号を○で囲み、その内容を括弧内に記載して下さい。
- (10) 「死亡時刻」欄について
訪問看護ターミナルケア療養に係る費用を算定した場合、死亡年月日及び時刻を記載して下さい。
- (11) 「指示期間」欄について
ア 当該訪問看護に係る主治医の交付した最新の訪問看護指示書の指示有効期間を示す年月日を記載して下さい。
なお、指示年月日の記載がない場合は、指示書の有効期間を交付後1月とみなして下さい。
イ 主治医から、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、「(特別指示期

間)」欄に特別指示の有効期間を示す年月日を記載して下さい。

また、別に厚生労働大臣が定める者について、1ヶ月に2回目の特別訪問看護指示書の交付を受け訪問看護を実施した場合は、行を改めて「(特別指示期間)」欄に記載して下さい。

なお、請求を行う月の前月に特別訪問看護指示書の交付を受け、当該請求月においても引き続き当該特別指示による訪問看護を実施した場合にあっては、特別指示があった前月の年月日についても、「(特別指示期間)」欄に1回目又は2回目の区別がわかるよう記載して下さい。

(12) 「主治医の属する医療機関の名称」欄について

当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の所属する保険医療機関等の名称を記載して下さい。

(13) 「主治医の氏名」欄について

当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の氏名を記載して下さい。

(14) 「⑩ 基本療養費」欄について

ア 「⑪」欄について

保健師、助産師又は看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は、⑪の「看護師等」の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合は⑪の「理学療法士等」の「円×日」の項に、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合は⑪の「専門の研修を受けた看護師」の「円×日」の項に、訪問看護療養費に係る指定は、訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第67号。以下「訪問看護告示」という。）別表の01の1のイの（1）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を記載し、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載して下さい。また、週4日以降の訪問看護を行った場合は行を改めて訪問看護告示別表の01の1のイの（2）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載して下さい。

なお、訪問看護告示に規定する同一建物居住者に対し、指定訪問看護を保健師、助産師又は看護師が行った場合、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合についても、訪問

看護告示別表の01の2のイに掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注8に掲げる加算額を加算した額）により同様に記載することとするが、同一日に3人以上に対して訪問した場合は、「(3人以上) (週3日目まで) (週4日目以降)」の「円×日」の項を使用して下さい。

イ 「⑫」欄について

准看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01の1の口の(1)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、週4日以降の訪問看護を行った場合は、行を改めて、同告示別表の01の1の口の(2)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、同告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載して下さい。

なお、訪問看護告示に規定する同一建物居住者に対し、准看護師が指定訪問看護を行った場合についても、訪問看護告示別表の01の2の口に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）により同様に記載することとするが、同一日に3人以上に対して訪問した場合は、「(3人以上) (週3日目まで) (週4日目以降)」の「円×日」の項を使用して下さい。

ウ 「⑬」欄について

末期の悪性腫瘍等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された者に対して、必要に応じて1日に2回指定訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01の注7に掲げる難病等複数回訪問加算の額及び当該月において複数回訪問した日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、1日3回以上指定訪問看護を行った場合は、行を改めて同様に記載して下さい。

エ 月の途中で、利用者の住所変更等の理由により加算の算定の有無に異動があった場合には、項目を縦に二分し、それぞれの場合について、算定額、当該月に訪問看護を行った日数及びこれらに乗じて得た額を記載して下さい。

オ 同一の訪問看護において複数の者が行った場合は、いずれか1人の者についてのみ1日として記載して下さい。

カ 「⑭」欄について

緊急時訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注9に掲げる緊急時訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に記載し、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載して下さい。

キ 「⑮」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が2時間を越える訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注10に掲げる長時間訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載して下さい。

ク 「⑯」欄について

同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対して、訪問看護ステーションの保健師、助産師又は看護師が同時に訪問看護を行った場合は看護師等の「円×日」の項に、准看護師が同時に訪問看護を行った場合は下段の准看護師の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が同時に訪問看護を行った場合は理学療法士等「円×日」の項に、看護補助者が同時に訪問看護を行った場合は、看護補助者の「円×日」の項に、訪問看護告示別表の01の注12に掲げる複数名訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を記載し、これらを乗じて得た額を右側の「円」に記載して下さい。

ケ 「⑰」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が夜間（午後6時から午後10時まで）または早朝（午前6時から午前8時まで）に訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注13に掲げる夜間・早朝訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載して下さい。

コ 「⑱」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が深夜（午後10時から午前6時まで）に訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注13に掲げる深夜訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載して下さい。

サ 「①」欄には、基本療養に係る金額の合計を記載して下さい。

(15) 「訪問日」欄について

ア 基本療養費を算定した場合は、訪問看護を行った日について該当する日付を○で囲んで下さい。ただし、特別訪問看護指示書に基づき訪問看護を行った場合は、該当する日付を△で囲んで下さい。

イ 訪問看護を行った日について、1日に2回以上訪問を行った場合は、その日付を◎で囲み、1日3回以上訪問を行った場合は、その日付を◇で囲

んで下さい。

ウ 長時間訪問看護加算を算定した場合は、その日付を□で囲んでください。

(16) 「㉔ 管理療養」欄について

ア 「㉔ 管理療養費」の項には、月の初日の訪問の場合は、「円+ 円 × 日」の項の左側の「円+」の項に訪問看護告示別表の02の1に掲げる訪問看護管理療養費の額を記載して下さい。

イ 月の2日目以降の訪問の場合は、アの記載に加え、「円× 日」の項に訪問看護告示別表の02の2に掲げる1日当たりの訪問看護管理療養費の額及び訪問した日数から1を引いた日数を記載して下さい。

ウ 右側の「円」の項には、ア及びイにより計算した合計金額を記載して下さい。

エ 「㉕」欄について

24時間対応体制加算又は24時間連絡体制加算を算定した場合は、「24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算」のいずれかに○を付け、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注2に掲げる額を記載して下さい。

オ 「㉖」欄について

特別管理加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注3に掲げる額を記載して下さい。

カ 「㉗」欄について

退院時共同指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注4に掲げる額及び当該月において退院時共同指導加算を算定した回数の合計を退院時共同指導加算の「円× 回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載して下さい。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定して下さい。さらに、当該患者が厚生労働大臣の定める特別な管理を必要とする者で特別管理指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注5に掲げる額及び当該月において特別管理指導加算を算定した回数の合計を特別管理指導加算の「円× 回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載して下さい。特別管理指導加算は、厚生労働省が定める疾病等の患者については当該入院中に2回限り算定できます。

キ 「㉘」欄について

退院支援指導加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注7に掲げる額を記載して下さい。

ク 「㉙」欄について

在宅患者連携指導加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注8に掲げる額を記載して下さい。

ケ 「㉚」欄について

在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の 02 の注 9 に掲げる額及び当該月において、在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した回数の合計を「円×回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載して下さい。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても 1 回に限り算定して下さい。

コ 「②」欄には、管理療養に係る金額の合計を記載して下さい。

(17) 「㊸ 情報提供療養費」欄について

当該月において、当該訪問看護の利用者の居住する市（区）町村等に対して利用者に関する訪問看護の状況等の情報を提供した場合に、訪問看護告示別表の 03 に掲げる訪問看護情報提供療養費の額を記載し、「提供した情報の概要」欄にその内容を、「情報提供先の市（区）町村等の名称」欄には、利用者の居住する市（区）町村等の名称をそれぞれ記載して下さい。

(18) 「㊹ 訪問看護ターミナルケア療養費」欄について

訪問看護ステーションが、在宅で死亡した利用者について、死亡日前 14 日以内に 2 回以上訪問看護管理療養費を算定し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について利用者及びその家族に対して説明を行った上でターミナルケアを行った場合に、訪問看護告示別表の 05 に掲げる訪問看護ターミナルケア療養費の額を記載し、「死亡時刻」欄に死亡年月日及び時刻も併せて記載して下さい。

(19) 「合計」欄について

ア 「⑤」欄には、「基本療養」欄の「①」欄の金額、「管理療養」欄の「②」欄の金額、「情報提供療養」欄の「③」欄の金額及び「ターミナルケア療養」欄の「④」欄の金額を合計した額を記載して下さい。

イ 「⑥」欄には、「⑤」欄の金額に 1.5 を乗じて得られる額を記載して下さい。

(20) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、訪問看護記載要領通知別紙のⅡの第 2 の相当する項目の記載要領に従って下さい。

公害訪問看護報酬請求の手引き

尼 崎 市 保 健 所

疾 病 対 策 課

尼崎市七松町1丁目3番1-502号

電話：(06) 4869-3019

F a x (06) 4869-3068
